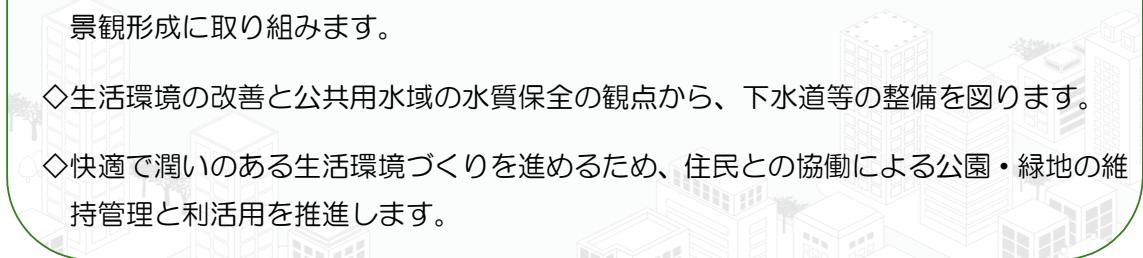


## (4) 住環境の基本方針

### 【基本的な考え方】

- ◇町内の河川や公園・緑地の適切な管理などにより、水と緑のネットワークを形成します。
- ◇良好な都市景観の創出を図るため、住民や行政、関係機関が一体となった協働による景観形成に取り組みます。
- ◇生活環境の改善と公共用水域の水質保全の観点から、下水道等の整備を図ります。
- ◇快適で潤いのある生活環境づくりを進めるため、住民との協働による公園・緑地の維持管理と利活用を推進します。



### ① 河川

- 河川空間の保全と治水を基本としながら、人と自然がふれあえる親水空間としての整備を図ります。
- 本町を流れる主な河川については、散策路などの整備や住民の憩いの場などの創出などに向けて関係機関と協議・調整に努めます。

### ② 下水道等

- 生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図るため、木津川上流流域下水道と流域関連公共下水道の整備を順次実施しています。今後も計画処理区域内の未整備区域を中心に汚水管渠などの整備を推進します。
- 供用開始区域内の水洗化率の向上を図り、公共用水域の水質の保全を図ります。
- 下水道ストックマネジメント計画を策定し、老朽化した施設の機能更新を進めます。また、大規模雨水処理施設整備事業を活用し、下水道に関する事業を進めます。
- 堀池川雨水路については、菅井・植田地区で実施されている土地区画整理事業と合わせて整備を進めます。

### ③ 公園・緑地

- 既存の都市公園等については、精華町公園施設長寿命化計画に基づき、遊具など公園施設の計画的な維持管理に努め、長寿命化を図ります。
- 住区基幹公園である地区公園、近隣公園、街区公園については、精華町都市公園等の設置の基準に関する条例を踏まえて適宜、計画と整備を進めます。

- 誰もが安心して利用できるように公園施設のバリアフリー化に努めます。
- 町全域を対象とする運動公園として整備された打越台グラウンドについて、防災受援施設機能を備えた運動公園として施設の更新を行います。
- 都市公園は、地域住民のゆとりある生活環境を保つために、今後も適正な維持管理に努めるとともに、更なる利活用の拡大に向けて関係機関との調整を進めます。
- 住民が主体的に公園・緑地の整備や日常的な維持管理に参画できる仕組みとして、精華町クリーンパートナー制度の普及を推進します。
- 「精華町まちづくりに関する条例」に基づくまちづくり提案への配慮やまちづくり協定の認定など、地域住民が主体的に景観形成を行えるように支援します。
- 地域コミュニティの拠点でもある集会所や学校などにおいて、住民参加型の「愛着がもてる緑化」を進めるとともに、地域特性を踏まえた緑化により特色のあるまちづくりに努めます。